

解 題

大 森 とく子

戦後通貨物価対策委員会は、終戦直後、昭和二〇年八月二八日の閣議了解（資料三一（一））によって、「インフレ防止其ノ他戦後新段階ニ対処スベキ重要ナル通貨対策ニ関シ、意見ヲ具申シ又ハ参画立案セシムル為」、同年九月一日に設置された大蔵大臣の諮問機関である。次いで十一月、物価対策の基本政策と各省の調整を担当する物価部が大蔵省に新設されると、委員会の名称は戦後通貨物価対策委員会と改められ、「新日本経済活動ノ基盤ヲ醸成スベキ合理的ナル物価ノ水準及体系等」について審議するよう諮問が寄せられた（資料四一（五））。

委員長、副委員長および委員は、大蔵大臣によって委嘱され、貴衆両院議員または学識経験者の中から、当時の政財界、学界、言論界の財政経済通が選ばれた。また、委員会の運営は、委員長が指名し総会の承認を受けた理事で構成される理事会に諮って進められた。

この委員会の特徴は、敗戦、インフレ高進、食糧・物資の不足という状況の中で、委員が危機意識をもって自発的に意見を出し合い、当面の対策から将来の展望までを含め、きわめて熱心な討議を続けたことにある。渋沢敬三蔵相は、大臣就任後最初の委員会総会の挨拶において、「旧来稍モスレバ陥リタル如キ官製委員会ニ墮スルコトナク委員会ハ委員会自体トシテノ意見ヲ自ら創造シテイタゞキ度イ」「例ヘバ『マクミラン』委員会ニモ匹敵スル如キ權威ト自信トヲ以テ立派ナ御意見ヲ纏メテイタゞキ度イ」と述べたが（資料四三（二））、委員会はこの期待に応え、自主的に討議を重ね、数多くの答申、意見書を大蔵大臣に提出した。

委員会の活動は、事実上、二〇年九月から二二年二月までの六カ月間にわたったが、その間、総会二二回、理事会一九回、部会通算四七回、部会の小委員会六回、専門委員会一回の開催が、記録によって確認されている。この委員会がいかに精力的に活動したかをうかがうことができよう。

委員会の活動の一端、および答申や意見書の一部は、既刊の大蔵省財政史室編『昭和財政史——終戦から講和まで——』（以下、本書では単に「財政史」と略称する。）の各編の中で紹介されているが、本資料集において諮問、答申、意見のみならず、委員会に提出された各委員の意見や、委員会で大蔵省側が配布した資料、委員会における審議経過等、大蔵省に現存する委員会関係の全記録を編集し、系統的に提示したので、委員会活動のほぼ全容が明らかになった。

終戦直後というきわめて特異な時期に、委員会は狭い通貨物価対策に限定されず、視野広くインフレ対策や経済統制の可否を検討し、財政政策、租税政策、金融政策、証券対策、国有財産制度、通貨制度、ブレトンウッズ体制加入問題、通貨価値基準、物価水準および物価体系のあり方、通貨収縮措置の可否、戦時補償債務の支払い対策など、当時の財政経済政策の主要課題のほとんどすべてをとりあげ、きわめて質の高い討議の成果を残した。それを、当時の大蔵省における政策立案の経過、対応する連合国軍司令部（GHQ/SCAP、以下司令部と略称）の動きと対比して検討すると、当時の日本の実情とそれに対処する政府・有識者の考えが浮彫りになってくる。この資料集は、そのため貴重な素材を提供するものであると信じる。

大蔵省に保存されている委員会関係の資料は、必ずしも完全ではない。しかし、委員会の事務局であった文書課に保管されていた諸資料、すなわち、委員会の設置、招集、委員の委嘱などの原議、委員会に配布された討議資料、委員会に関する手書きメモ、答申、意見書の原本等が今に残っている。また、津島寿一蔵相（当時）、野田卯一主計局長

（同）、愛知揆一文書課長（同）から寄贈された諸資料中にも関係文書が見出された。加えて、当時、委員会関係資料を活版印刷に付して関係者に配布した資料集、すなわち

- (1) 戦後通貨対策委員会「戦後通貨対策委員会資料 甲号（委員提出意見）」昭和二〇年九月
- (2) 戦後通貨対策委員会「戦後通貨対策委員会答申及意見書（第一輯）」昭和二〇年十一月
- (3) 戦後通貨対策委員会「戦後通貨対策委員会資料 甲号ノ二（委員提出意見）」昭和二〇年十一月
- (4) 戦後通貨物価対策委員会「戦後通貨物価対策委員会資料 乙号」昭和二〇年十二月
- (5) 大蔵省物価部「戦後通貨物価対策委員会に於ける物価問題審議資料輯」昭和二二年五月の五冊子が現存している。本書は、これら資料を再編、編集して作成したものである。

本書の構成は、一、委員会名簿、二、委員会経過日誌、三、津島財政期資料、四、渋沢財政期資料、五、物価対策関係参考資料の五部編成とした。一、二、は原資料に基づいて編者が作成した資料であり、三、四、が委員会関係の原資料で、それぞれ「規則、諮問事項、答申、委員会意見書」「委員提出意見」「委員会審議経過、討議資料」「配布資料・説明資料」に区分したうえ、原則として日付順に配列した。また、五、は前掲の大蔵省物価部編「資料輯」に、「物価対策に関する論議、意見で委員会物価部会に提出配布されたものではないが参考の為輯録する」の注記を付して掲載された資料の再録である。なお、巻末に六、関連略年表を付した。

以下、本書所収資料について解説するが、一、二、三、は本書の編成と同じくし、四、の渋沢財政期資料は便宜上三区分し、その一は財政対策および証券対策関係を、その二は通貨制度関係資料を、その三は通貨価値基準の問題を含め、物価対策関係資料を取扱う。なお物価対策関係の項では、五、に掲げた資料をも含めて解説することにした。五、の中には、津島財政期に立案された資料も含まれるが、その点は御了承願いたい。

一 委員会名簿

1は、貴衆両院議院および学識経験者別に委員長、副委員長および委員の氏名と在任期間を掲げ、備考に退任理由、大蔵省との関係、当時の現職、前職等を調査して略記した。

委員会は、賀屋興宣委員長（元大蔵大臣）、太田正孝副委員長（元大蔵政務次官、大蔵省OB）および委員三四名（貴族院六、衆議院一一、学識経験一七）で発足した。しかし、九月一四日、賀屋委員長が戦犯容疑で司令部に拘束され、副委員長が委員長を代行した。一〇月一三日、太田副委員長を委員長に、柳田誠二郎日銀副総裁を副委員長にしてその欠を埋めたが、翌二年一月四日、司令部から公職追放覚書が発せられ、太田委員長が追放該当者に指定され、再び委員長が欠員となったのは、戦後の時代を如実に示す事件であった。また、一〇月四日の司令部覚書で山崎内相はじめ特高警察全員の罷免が指令され、突如東久邇内閣が瓦解し、一〇月九日幣原内閣が成立、大蔵大臣は津島寿一から渋沢敬三（日銀総裁）に更迭した。この幣原内閣の閣僚人事、政務次官人事に関連し、小笠原三九郎、楢橋渡、新木栄吉、木暮武太夫、由谷義治の五委員が退任し、柳田日銀副総裁が新木栄吉委員（日銀副総裁から総裁に就任）に代わって委員となり副委員長に就任した。そこで委員会は一月六日、四委員の欠を学界から補ない（荒木・大内・高垣・永田各委員）、新たに七名の専門委員（一〇月二四日に設置を決定—資料四一（二））を委嘱している。

一月二七日の総会で、新たに物価対策についての諮問が発せられると、理事会に諮って委員会の拡大強化がおこなわれ、一月六日に一四名の委員が増員となった（貴族院一、衆議院四、学識九）。

なお、委員会の実質的活動は二月で終わったが、廃止の省議決定は二年八月二六日なので（大蔵省資料Z六〇四—二八）、在任期間の終期はその日付とした。

2は、理事の氏名と在任期間である。当初、理事八名で発足し、一〇月一九日総会で二名の欠を補い、一月二七日の総会で四名の増員をおこなった。

3は、部会別名簿である。九月発足当初、委員会は先ずインフレ対策委員会を設置して活動を開始し、次いで九月一〇日総会で統制解除に関する小委員会を設置し、九月二四日総会で、既設委員会をA委員会、B委員会とし、新たに通貨価値及通貨制度対策を審議するC委員会、産業及証券対策を審議するD委員会を設置し、のち、これを部会と称した。

渋沢蔵相就任後、一〇月一九日総会で部会を再編し、第一部会（通貨価値安定等）、第二部会（通貨制度）、第三部会（財政金融及証券）の三部会制をとり、それぞれ部会長のほか主査を置き、部会を担当する大蔵書記官、大蔵事務官を配置した。また、一月二七日の総会で、新たに物価部会を新設することになり、従前の第三部会は財政部会が、第二部会および第三部会の証券対策は通貨部会がひきつぎ、財政・通貨・物価の三部会制となり、委員の配置も再編された。大蔵省からも連絡官として書記官・事務官が部会に再配置された。

二 委員会経過日誌

委員会の設置、廃止、および総会、理事会、部会の開催日時、場所、議事等の摘録を、現存する記録で確認できる範囲で編者が編集した記録。なお、議事記録、提出資料、配布資料等、本書に収録した関係資料番号を「参照文書」欄に掲げし、索引の便をはかった。

21 解題
委員会の議事記録が、タイプまたは謄写印刷されたのは、九月一八日総会までである。その後記録がまとめられなかったのは、九月二二日に司令部から指令第三号が発出されて以降、委員会討議の中での司令部批判等を記録に残す

ことをはばかった為かとも推測される。あとは委員会の開催通知、愛知文書課長および文書課の手書きのメモを参照し、残された原資料の日付等を照合して、日誌を作成した。したがって、編者の推定、内容不詳の箇所が多く残された。

記録の密度は後期となるほど稀薄となり、とくに、一月半ば以降の活動は、文書課の残した数行の手書きメモ、部会開催通知等からの推定である。ただし、物価部会の活動内容は、のちに大蔵省物価部が「資料輯」を編集して残したためにその詳細を知ることができる。しかし、物価部会の審議記録（資料四4(4)）も一月二四日の部会審議までに止まっている。この時期の大蔵省は文書課を中心に経済危機緊急対策（二月一六日に発表）の準備に多忙であったのと、討議内容が機微にわたるため、記録をつけなかったのかもしれない。

なお、会議の開催場所に関連して付言しておきたいのは、九月一日、司令部から大蔵省庁舎を七二時間以内に空け渡すよう指令されたことである。大臣以下これに反対したが、翌二日には引渡し決定を余儀なくされ、一四日には引越しを完了した。手ぜまな間借り先には書類や備品の置き場所もない。不要書類は窓から中庭に投げ捨てて焼くなどして、各局バラバラに慌だしく間借り先へ引越したのであった。以降の委員会は大臣室や官房が間借りした内幸町勸銀本店の会議室や、山室宗文B部会長の三菱信託会長室などで開催している。これも戦後史の一コマであった。

三 津島財政期資料

この時期の委員会は、主として当面のインフレ対策、インフレ対策としての財政金融対策および食糧を中心とする統制撤廃について、白熱の議論を展開した。

まず、九月一日の第一回総会で「戦後新段階ニ処スベキ通貨対策ニ関シ貴会ノ所見ヲ諮フ」の諮問第一号（資料一

1(2)）が発せらると、終戦後大蔵省が採用した方策等の説明を聴いて後、委員会は先ず緊急案件をとりあげ、問題ごとに小委員会を設置して討議を開始することを決定、インフレ対策委員会（以下A部会と称す）が設置された（資料三6(1)）。

九月二日の第一回A部会は、当初から、石橋湛山委員の当面はデフレとなるという意見をめぐって興味ある論争が展開されたが、委員会としては、平価切下げについての不安除去が当面のインフレ対策として緊急に必要であることに意見が一致した（資料三6(2)）。さっそく、高橋亀吉、新木栄吉両委員起草になるインフレに対する人心安定方策声明案（資料三1(3)）が九月四日のA部会で承認され、発表方法は、大蔵省に委ねたうえで提出された。なお、この日は均衡財政確保の観点から主計局長の説明を聴いて質疑を重ね、次いで津島大臣とも懇談している。大臣は、「本委員会ノ意向ハ単ニ聞キ置クトイフ扱デナイ重要ナモノハ閣議決定トシスグ実施」する旨述べているが（資料三3(3)）、それは後に実証された。

津島蔵相は翌五日、一日だけ開会された第八八臨時議会に参集した衆議院議員にインフレ問題についての所信を表明、七日には貴族院および地方総監会議で同様の説明をし（昭和二六年四月五日の津島寿一口述——戦後財政史口述資料「第一分冊——」による）、次いで二日には銀行集会所で、二三日にはラジオ放送で、インフレ対策の演説をおこなった（「財政史」第一七巻、一八二ページ資料（4）(5)）。この二つの演説の要旨は、戦時中から増発された通貨と物資不足の不均衡のため、潜在的インフレが醸成されつつあるが、大局からみて、軍事費および軍需生産資金の放出が止まるので今後はデフレ傾向となる。財政緊縮、資金放出の抑制、貯蓄増強、生活必需物資の生産増強と配給の円滑化および労務・賃金の適正化を図ればインフレは防止し得る、というものであった。

九月五日のA部会は、武井大助委員の二一年度予算推算試案と石橋委員起草の財政対策（原案は不詳）を討議し、後

者を修正して意見をまとめた(資料三三(4)(5))。また、金融対策をも論議し、五日の論議を基礎にして新木栄吉委員の起草した金融対策に関する意見を七日の部会でまとめている(資料三三(6))。財政対策では緊縮財政、補助費にとに価格差補助金は国民生活に関係あるもののはか凡てを削除し、新税を創設して歳入を強化すること、財政五カ年計画の確立、行政整理、公債償却の資金に充てるための官業・国有財産の民間払下げ、復興計画を樹立し完全雇傭を実現する等注目すべき問題提起がおこなわれている。委員会の討議は、その後この意見の線に沿って深められることになる。金融対策では、過度の信用膨脹をいましめ、軍需会社の債権債務の処理・民需転換の方針確立の急務等を説いているが、これも当時の政府の一大課題であった。

九月一〇日の第二回総会は、統制解除問題を討議する統制解除小委員会(以下B部会と称す)の設置と、各委員が分担して有価証券、物価・物資・労務、復興と産業、為替対策についての意見を提出することを決め、九月中に続々と委員意見が提出されている(資料三二(1)~(8))。

九月二日の第一回B部会では、経済統制に対する政府方針等の説明聴取の後、先ず食糧統制の解除を検討することに決定し(資料三三(7))、一四日の第二回部会で、(1)生鮮食料品は価格・配給とも統制撤廃、(2)甘藷・馬鈴薯も原則として(1)と同様、(3)米麦は価格・配給の統制を継続するが、供出後の余剰米麦は自由とすることに意見が一致し(資料三三(9))、この線で石山賢吉委員が起草した答申案が二二日に部会に付議された(資料三三(11))。

この間、経済閣僚懇談会は生鮮野菜、生魚等の統制廃止方針を一八日の閣議に付議することを決め、また公定価格は主要食糧および特殊物資に限定して他は全廃する方針で大体意見が一致した。そこで津島大臣は九月一四日、大蔵省で経済統制解除の具体案を作成するよう指示し、かつB部会の動向を報告するよう求め(津島大臣より山際次官への指示「昭和二〇、九、一四」——「財政史」第一七巻、二二三ページ資料(1))、九月一七日には具体案の文書がまとめられ

ている(同前、資料(2)(3))。そして、九月一八日閣議は、「食糧確保ニ関スル緊急措置方針要領」(「財政史」第一七巻、二二八ページ資料(4))を決定した。これは青果物および鮮魚介類の統制撤廃と、主食の供出促進等の措置をとり、併せて二五〇万トンないし三〇〇万トンの穀類輸入を連合軍に要請するということを決めたもので、同時に内閣調査局に経済統制改廃を行うための委員会(各省担当局長で構成)を設置する閣議了解がおこなわれた(同前、資料(5))。

政府の生鮮食料品統制撤廃方針は直ちに新聞で報道されたが、司令部はこれに対し、九月二二日の指令第三号で、賃金統制、必需品の確固たる価格・配給統制を設定・維持すべきこと、および経済統制についての詳細な報告を求め(資料三三(10))、二六日には指令第三号の目的は、必需品取得について一般市民が富者と同一機会を与えられるべきこと、インフレを防止することの二点にあるとし、統制の廃止は、それが一般市民に有益であるという見透しの根拠が認められない限り、緩和または廃止できない旨を発表した(資料三三(11)(12))。

B部会は二二日付の答申案で生鮮食料品の統制撤廃閣議決定を速やかに実現するよう要請したが、この案は九月二四日および一〇月五日の二度の総会討議を経る中で、重要な修正が加えられた(資料三一(5))。すなわち、(1)馬鈴薯・甘藷の米麦代替配給廃止が削除され、(2)生鮮食料品統制撤廃の閣議決定の早期実現の主張は、「其ノ時期及ビ業者ノ自治的統制ノ機構及之ガ運営ニ付遺憾ナキヲ期ス」と歯切れが悪くなり、かつ、総会において、この答申案は全員の了承を得たものの、正式な答申とせず大臣宛の参考意見として提示することとなった。司令部の動向を配慮してのことであろう。

委員会発足当初、A B両部会の活動は目ざましかったが、通貨制度や物価水準等について問題提起がされ、C D両部会の設置をみたことも注目される。その発端は九月一二日の総会であり(資料三三(8))、中村三之丞委員から管理通貨制度に関する小委員会の設置希望があり、また高橋亀吉委員から物価水準の安定点の研究が必要であると指摘さ

れた。この議論は続く一八日総会でもとりあげられ、高橋委員から意見として、通貨安定および通貨制度について今後研究すべき問題点があげられた。高橋委員があげた項目には、通貨価値の現状と通貨安定の適正基準を様々な角度から検討し、適正基準を実際に物価に転移する方法を研究する、またブレトンウッズ体制への加入を含め通貨制度を検討すべきことなど、注目すべき内容を含んでいた(資料三三(10))。二四日の総会では、通貨価値安定・通貨制度を審議するC部会ならびに産業・証券対策を審議するD部会の新設がきまり、C部会については、高橋委員の提案を整理してまとめた「C委員会研究題目」(資料三三(12))が九月二十六日に関係委員に提示されている。しかし、一〇月五日までの間にCD両部会の開かれた形跡はない。

次いで九月二八日のA部会では、高橋委員起草の「財政緊急対策」(資料三二(9))が検討された。これは、前に触れた九月五日のA部会で討議した石橋委員起草の財政対策および武井委員起草の緊縮予算編成案を土台として、委員会の答申原案として起草されたものと推定される。この高橋委員意見では米麦等を含む価格差補給金の原則的撤廃、増税に関連し財産税新設などが提起されている。二八日の部会討議により、高橋案は一部修正加筆されてA部会案となり、一〇月五日総会でA部会案がそのまま答申として採択された(資料三一(4))。高橋案と答申の主要な相違点は、(1)軍需企業に対する国家補償を嚴重査定のをえ交付するという、九月七日にまとめた金融対策の論議の趣旨が明確な形で挿入されたこと、(2)来年度予算に特別会計の整理緊縮の実施を加えたこと、(3)二一年度は現行税制を原則として改変せず、とりあえず五〇億円の増収をはかるとしたのを、二二年度に分類所得税を含めた根本的税制改革を企図し、新税としては、財産税のみならず成金税の創設を提唱したことにある。なお、委員会としては、財産税創設をはじめ増税に積極的な答申を提出したが、中村三之丞委員意見(資料三二(10))のような消極論もあったことを付言しておこう。

以上述べたように、津島財政期に委員会はきわめて活発に積極的に活動した。その中で、戦中戦後に実効を失った統制を撤廃し、補給金を圧縮し緊縮財政政策を採り、財政均衡のためには増税もやむなしとする意見が大勢を占めていたように思われる。しかし、司令部はむしろ統制強化を志向しており、この問題は後に再び委員会における論議の焦点の一つとなる。

また、津島財政期に大蔵省で採りあげられた方針や諸措置、実態を示す資料が、委員に配布・説明されている(資料三四(1)-(9))。これら資料は既刊の「財政史」、中村隆英「金融政策」第一章第二節(第二巻)、加藤陸夫「歳計」第一章第一節、第二章第一節(第五巻)と併せて読んでいただくこととして説明は略すが、こうした資料についての質疑応答が、委員と大蔵省側の交流を深めたに違いない。

この時期に委員会が緊急対策として提言した問題は、直ちに採用された。生鮮食料品の統制撤廃については既述したが、そのほか例えば、財政五カ年計画作成の要請については、「昭和二十一年度以降五箇年度間財政見透試算」として一〇月二六日に委員会に提出されており(資料四五(5))、その後同様の形式で計数の改訂を重ね、「財政収支計画概略案ニ付テ」という文書とともに二〇年二月の第八九議会に提出されている(「財政史」第一七巻、四八六ページ編注、同、四九〇ページ資料(4))。官吏定員削減の要請については、一〇月三〇日閣議決定(同前、四七四ページ資料(12))で原則として昭和七年当初予算定員以下、二〇年度予算定員の五割を目標に削減する方針が決定され、二〇年度中に行政整理が実施された。また、臨時軍事費の整理および大蔵省移管は、一一月六日閣議了解(同前、五五四ページ資料(7))を経て一一月一日に関係事務が大蔵省に移管された、などがそれである。

四の一 渋沢財政期資料——財政および証券対策

一〇月一九日の部会再編後、第一部会（通貨価値安定）と第三部会（財政、証券対策）は合同で部会を開催、一〇月末まで毎日のように関係部局長から所管行政の説明を聴取（配布資料は四五（三）（五）、（七）（一四）、十一月に入ると、一、二、五日の三日間を予算編成、租税政策、企業補償問題などの討議に費した。次いで十一月七日の第一、第三部会には、大臣以下次官、主税・金融両局長、文書課長、産業資金課長および平田・西原両書記官が出席し、財産税・財産増加税、税制改正についての主税局試案、並びにドイツの国難犠牲税・戦時財産増加税の資料、国富額の調査など大蔵省側からおびただしい資料が配布された（資料四五（一六）（二一））。そこでどのような説明がなされ、どのような討議が展開したか記録がないので判明しないが、配布資料を検討すると同時に、渋沢蔵相の就任以降、大蔵部内で立案された財政再建計画の構想をそれに重ねあわせること、ある程度事情が明らかになることと思う。再建計画構想の詳細は加藤三郎「政府債務」第二章（「財政史」第一巻）および加藤睦夫「歳計」第二章第二節（同第五巻）を参照していただきたいが、ここに必要と思われる程度に概略を説明すれば次のようなことであった。

終戦後、国債および軍需企業等に対する戦時補償債務など、すでに実体のなくなった多額の政府債務を見合いにして、いわゆる擬制資産が国内に累積しており、一方日本経済は生産力が低下し物資は欠乏しており、物不足の中で金がダブついていた。そこで、擬制資産を切捨てて国債や補償債務を償却すれば、財政は均衡を回復し、国家補償を支払われた企業も活動力を回復する。そのため、「全国民戦死」と考えて、一回限り、一〇〇〇億円近くの財産税および財産増加税を徴収し政府債務を償却しよう、というのがこの計画である。これは、渋沢蔵相が大臣就任直後、山際正道大蔵次官と相談し、池田勇人主税局長にも諮らうと大綱をうち出し、以後、大蔵部内で検討立案を開始、

補償問題については商工省とも打合せを重ね、一月初旬に成案となった、いわば起死回生の財政政策であった。これは津島財政期の政策とは明確に異なる構想ではあったが、一〇月五日の委員会答申「財政緊急対策」を視野にいれ、それを一歩飛躍させた構想ということもできよう。なお、財産税の徴収に際し、脱税防止のため、新様式の日銀券を発行して旧円と強制交換し、現金の所在を調査するとともに、財産税の徴収が完了するまで新円の一部支払制限（預金封鎖）をおこなうという案も、その中に含まれていた。

右構想は、十一月五日、「財政再建計画大綱要目案」および「軍需企業ニ対スル補償ニ関スル件」として閣議了解され（「財政史」第一七巻、五〇六ページ資料（一三）（一四）、同、六一四ページ資料（二二））、直ちに司令部に持ちこまれた。司令部は一応これを了承したが、税の徴収と補償支払いは同時でなければならぬと言ひ、司令部の要請する形式でしたためられた十一月一六日付大蔵大臣覚書（資料四五（二四））を提出させ、その回答として司令部から十一月二四日付「戦争利得ノ除去及財政再建」覚書（資料四五（二五））が手交された。これには、計画は原則的に承認するが、翌年当初の議会で関連する財産税等の法案が協賛できるように、二〇年末までに法案を司令部に提出すること、立法措置が完了するまで戦時補償の支払いは封鎖凍結せよという趣旨が述べられていた。

大蔵省側は、五日の閣議了解の基礎資料となった九二〇億円の財産税および財産増加税徴収案および二三億円近い増税案に関する主税局試案を、七日の委員会資料として配布し、大臣以下がそれを説明したのである。ある程度計画の概要が伝えられたと考えてもよいと思われる。

おそらく、十一月七日の部会討議で合意に達した点をまとめたと思われる十一月九日付「第三部会意見書案」（資料四三（四））は、「第一歳計予算の整理」（この日に歳出予算に訂正として二年度予算の重要経費別検討結果を示し、「第二財産税ノ創設並其ノ他租税政策」で一回限りの財産増加税、財産税の創設および租税等の増徴案を示し、「第

三軍需企業ニ対スル国家補償対策」で戦時補償を厳査して支払う方針を示した。この原案は、九日の部会討議、一〇日の総会で二度修正され(資料四三(4)編注、一〇日に「第三部会意見書」として採択された(資料四一(3))。この間、九日付「意見書」原案作成直前、八日付で武井第三部会主査の財産税・財産増加税合わせて二八〇億円程度の新税創設意見(資料四二(6))が提出されており、これは、基礎控除、税率とも主税局試案より緩やかな課税案であった。九日付原案は武井案、主税局試案の中間をとり、二度の修正で少しずつ税率が引上げられ主税局案に近づいたが、委員会決定の税制部分は主税局案より若干寛容な増税案となった。また、第三の企業補償対策については、九日案は処理の要領がなく未完の状態であったが、一〇日の総会提出案は、大蔵省と商工省が協議のうえ閣議了解した線に沿って要領が作案されている。

「第三部会意見書」(二月一〇日委員会決定)で注目すべき点は、第一に、戦争負担の公平、国債償還、赤字公債減少、インフレ悪化防止、財政五カ年計画の完遂の為「一回限りノ財産増加税並財産税ヲ創設スルコトハ緊要ト認メラル」と政府の財政再建計画の大筋を容認したことであろう。一〇月末から一月七日にかけて、部会決定を受けて提出された西川貞一、荒井誠一郎、石橋湛山各委員意見(資料四二(3)~(5))は、それぞれに特色があり、承認された「意見書」とは懸隔のある意見であったが、大蔵省寄りの「意見書」がこの時期に急速にまとめられたのは、大臣以下の財政再建計画にかける熱意が委員会に乗り移ったのかもしれない。「意見書」は、一二日に、委員長、部会長、主査の三名が記者会見をして公表している(資料四三(5))。

なお、この「意見書」は「財産増加税及財産税ノ創設並ニ、国有財産ノ大規模、払下、依ル、国債ノ償還ヲ図リ」(第一、一、(四)と述べて、国有財産払下げに大きく期待していた。そこで総会以後の第三部会の討議の主題は、国有財産問題に移ったのである。一月二六日から二月二二日までの第三部会、続いて財政部会の討議のために、大蔵省国有

財産部から多くの資料が提出され(資料四五(22)~(23)~(26)~(27))、一月二二日には「官業及国有財産払下ノ件」答申の原案が作成されている。答申案は二二日の財政部会で一部字句修正され、一月四日総会決定には払下げの効果が期待できる鉄道について、速急に払下げを目標に調査をせよとの案と計画経済の見地から国営維持を提唱するという二つの見解があることが記入された。概して答申は、最初の意気こみに反して、官業・国有財産払下げに消極的なった。「財政的見地及民間企業振興ノ見地ヨリ払下ヲ行フベキナルモ、…払下ノ時期、方法等ニ付テ更ニ検討ヲ要スト認メラル。尚払下ヲ可トスルモノニシテ其決定ニ時日ヲ要スルモノニアリテハ一時使用又ハ貸付トスルモ已ムヲ得ザルコト」が答申の主内容で、具体的には、陸海軍の用地・作業庁・研究所は急速に払下げの方針で調査をすすめるが、そのほかは電話の民間払下げを提起したに過ぎず、官業・国有財産を通じ払下見込額は約七〇億円と小規模なものとなった。

証券対策は第三部会、部会再編後は通貨部会で討議される予定で、一月二六日に荒井誠一郎委員意見(資料四二(4))および永野護委員意見(資料四二(7))が配布された。前者は取引所再開は見送り、経済が安定するまで証券対策は消極的でよしとし、後者は取引所を改革し、年末までに証券流動化策を緊急に採るべしという積極論であった。また、一月一九日の通貨部会でも永野委員意見が配布されているが、部会での検討状況は不明である。

翌二十一年一月中旬以降、財政部会は企業補償問題の討議をおこなったと推定されるが、これも内容は不明である。

四の二 波沢財政期資料——通貨制度

通貨制度の論議は、日銀券発行限度の設定が為替相場安定の基礎条件をつくり、通貨価値を維持するために必要であるとする中山伊知郎委員意見(資料四二(1))の審議に始まった。一〇月一三、一八両日のA部会の討議により、中

山委員が限度設定を二一年一月から開始することを提案したのを修正し、日銀法改正や予算・公債制度の運用を改正する必要があり、なるべく早期に実施することとし、限度を超えて発行する場合には権威ある委員会の議を経ることなどを挿入した。また同時に、通貨量を政策的に調節し得る条件として、証券市場、金融市場の整備が必要であることと、また高金利政策採用の可否などが検討され、それを文章化して(資料四三(一))「付属意見」とした。一〇月一日総会に「日銀券発行限度設定ニ関スル意見」は「付属意見」とともに提出され、総会で答申として決定し、大蔵大臣に提出された(資料四一(一))。意見の修正経過については編注を参照された。

右意見に盛り込まれた問題点、発券制度とその運用を有効にするための銀行制度改革、プレトンウツツ体制加入問題、金利政策などは、第二部会の討議にひきつがれた。部会主査の中山委員は、「第二部会議案」(資料四三(二))およびそれを具体化した一〇月二八日付意見「発券制度及銀行制度改革」(資料四二(二))を委員会に提出した。一〇月三〇日の第二部会では、外資局作成の「プレトンウツツ体制加入問題」と題する資料(資料四五(六))が配布され、同時に中山委員提出の前記二文書が検討されたものと思われる。翌週の十一月六日には、前記の中山委員意見が討議され、外資局翻訳の「国際通貨基金案最終草案」(資料四五(15))が配布されている。この第二部会の討議をふまえて中山委員が起草した十一月一日付の「通貨制度ノ改革(草案)」(資料四三(六))は、十一月三日の部会で検討されている(資料四三(7))。この文書が「第二部会意見書」の原案となったので、十一月三日付「草案」の要旨を一〇月二八日付意見と対比して紹介しておく。そこには、第二部会での討議を反映したと思われる改訂と、政府の財産税等徴収による財政再建計画が、司令部から外人記者に洩れたための新聞報道をふまえての論述と推定される部分が含まれている。

一、の発券制度については、現行の管理通貨制度を基準として通貨の価値を維持するための当面の施策として、(1)日銀の政府出資割合の減少、政府による人事支配からの解放、独立性確保、(2)最高発行限度決定権の日銀委譲と委員会の設置、(3)公債の日銀引受制度を改革し公募主義への移行、を提案している。「意見」と「草案」とは構成や文章に大きな変化はないが、主要な修正点は、第一に、前文で金本位制復帰に代わる通貨価値維持策として価値保証制度も考えられるが、現状では先ず通貨の量的規制に重点をおく必要があるとの事項を挿入したこと、第二に中山委員は、「発行限度ノ決定条件ヲ勘案スルタメノ権威アル委員会」設置を提起したのに対し、「草案」は「金利政策其他最高制限ノ維持ニ必要ナル手段ヲ用意スルタメニ権威アリ且強力ナ委員会」と修正したこと、第三に日銀公債引受制度の即時廃止は不可能であろうが、原則としては公募主義移行を促進するという表現を、「財政ノバランス保持、赤字公債ノ克服ト相並ンデ」公募主義移行を促進し、「引受制度ノ即時撤廃ガ不可能トスレバ、日銀貸出ト公債担保ノ関係ヲ修正スルコトガ必要」と修正した点である。

二、は銀行制度の民主化と日銀の中央銀行としての機能回復についての提案であり、(1)で日銀統制力の強化と銀行間の分業、(2)で所有株式数の制限等を通じる銀行の民主化、(3)で金利政策の回復について提言しているが、意見と「草案」の間には、かなりの相違がある。前文で「草案」は「市中銀行ノ日銀依存ノ態勢ヲ一擲シ」「金利政策ヲ中心トスル日銀ノ統制力ヲ回復スルコト」が銀行制度改革の中核である、ことを新たにうち出し、(4)で「意見」は、日銀業務を固有の金融に限定し、その範囲で統制力を強化し、日銀は産業金融に進出すべきではない、としているのに対し「草案」は、産業金融への進出は「必要デアルトシテモ間接的ナルヲ原則トスル」を挿入、次いで「意見」が「工業銀行ト商業銀行ノ分野ヲ確立」と提起したのに対し、「草案」は、特銀、市銀が戦時中の業務を整理して特色ある固有の業務によって責任ある運営を行うよう改めることを挿入し、さらに工業銀行、商業銀行の分業を「確立スルコトハ不可能デアラウガ」「特有ノ機能ヲ發揮スルコトハ依然トシテ当面ノ要望タルヲ失ハナイ」と修正された。

(イ)で「草案」は、金利政策が機能しなくなったのが銀行の自主性喪失の結果であること、金利政策の回復のためには、自主性回復の障害である補償問題の解決と日銀の体制整備が必要であると「意見」を大幅に書きかえている。

三、四、は「意見」にはなかった項で「草案」で付加された。三、はブレトンウッズ体制への参加は早急に実現困難であるが、参加を目標として通貨制度の面から、(イ)将来通貨価値を金純分量をもって表示するための価値の基準決定を準備すること、(ロ)当面外貨資金確保の為に為替集中制度の合理的利用を準備し、資本逃避防止法を考究すること、(ハ)為替換算率を問題にできるような地盤をつくること、が提案されている。

四、は「緊急措置」と題し、(イ)は「金融恐慌への準備」で、補償問題のなりゆき、財産税に対する危惧から金融恐慌の危険もあり得るので、対策をたてておくべきことを提起し、(ロ)は「新通貨の問題」で、旧通貨と等価の新通貨発行を必要とする場合は(1)現金通貨吸収、(2)財産税脱税防止、の二つが考えられるが、日本において(1)は、「強度ノモラトリアムヲ含ム場合ト雖モ大ナル効果ヲ期待シ難イ」とし、(2)はこれをおこなう場合平価切下げと混同され混乱を起すことがないよう慎重な注意を必要とし、同時にモラトリアムをおこなうことは「避ケ難イトコロデアラウガ」その内容は実情に即したものとすべきであるとしている。

私見によれば、一、二、の部分の修正は部会の金融界出身委員等の意見を容れた修正、三、の国際通貨制度との関連の部分は部会の討議または配布資料の説明に基づいておこなわれた加筆であるが、四、の「緊急措置」は中山委員が新聞論調に基づいて新たに執筆挿入した部分であると推定する。一月一〇日という早い時期に、財産税脱税防止のためにせよ、新旧通貨引換えの実行はモラトリアムを必要とし、金融恐慌発生の際ありと指摘した点、また現金通貨吸収のための通貨措置には効果がないとの指摘は、きわめて注目に値するが、それが起草された背景に触れなければ、これは理解し難いことであろう。

一月五日、政府は財産税徴収を中核とする「財政再建計画大綱要目」を閣議決定し、直ちにこの案を司令部持ちこんだこと、一月七日の第一・第三合同部会には財産税等政府案とおそらく再建計画の大意が示されたことは既述した。ところが、この計画は、いちはやくニューヨーク・ヘラルド・トリビュン紙東京特派員フランク・ケリー記者が司令部からスクープしてニューヨークに情報を流し、一月七日発ニューヨーク電として九日の日本の新聞紙上に掲載された。同日、山際正道大蔵次官は記者会見で巷間平価切下げとして流布されている新円発行について、平価切下げを否定し財産税徴収の技術としては有効との説明をおこない、これが一〇日付の新聞に掲載されている(詳しくは「財政史」第二巻、七二ページ参照)。記録によれば中山委員は第一・第三合同部会の討議に参加していなかったため、この新聞記事を基に意見を述べたものと推定される。

一月一三日の「第二部会議事抄録」(資料四三(7))によれば、「草案」の発券制度、銀行制度の字句等につき意見が述べられ、四、の「緊急措置」について柳田日銀副総裁から「金融恐慌、モラトリアムノ語ハ強スギルカラ適当ニ訂正スベシ」との意見が出され、「草案」を修正して一月一六日付「第二部会意見書案」(資料四三(7)編注参照)が作成されている。ここでは、四、(ロ)が「四、新通貨の問題」となって内容を書き換え、財産税等の脱税防止のため「新通貨ノ発行ガ必要デアル」こと、「現状ニ於テハ」平価切下げは必要でなく、これと混同して混乱を起さないよう注意すべきであるとともに、「同時ニ一部現金ノ預金化ヲ行フコトハ恐ラク避ケ難イトコロデアラウガソノ場合預金化ノ条件ハ産業界ノ実情ト国民生活ノ実態ニ即シタモノデナケレバナラス」として、中山委員のいう通貨吸収のためを意味しているのかどうかは不明瞭であるが、「現金ノ預金化」つまり封鎖を示唆している。五、は四、(イ)の「金融恐慌への準備」がそのまま掲げられている。一月一六日の理事会は「第二部会意見書」を討議しているから、その前後にこのような形に意見書が書き換えられたと思われるが、二二日理事会は、この意見書を総会に提起するのを

見合わせたい。

「第二部会意見書」は、再度修正がほどこされ、一月八日と一九日の通貨部会の討議に付されている(資料四三(11))。一月一六日付「意見書」との主な相違点は、一、の発券制度の前文を全面改訂して管理通貨制度の運営の重点について説明し、(イ)を(イ)(ロ)に分けて日銀の機能強化を具体的に述べたこと、二、の銀行制度は日銀、特銀、市中銀行の関係および銀行民主化の方途をより明瞭にする修正をほどこしたこと、三、の対外問題では戦後の過渡期に為替集中制を「合理的ニ利用スル準備が必要」から「強化が必要」に改正したのであった。しかし、四、「新通貨ノ問題」は、途中まで一月一六日付文書と字句が同一であるが、ページの変わり目以降記録が欠落しており、欠落のまま討議に付されたのか、記録が散失したのかは明らかでない。

一月一九日の通貨部会の「意見書」討議の状況はメモが残っている(資料四三(13))が、それはあまり実りある討議とは思われず、また通貨措置等についての討議はみられない。この日は、銀行券最高額限定法についての山口茂専門委員意見(資料四二(8))や価値保証制度および銀行分業制度についての資料(専門委員起草のものか?)も配布されている。そして、通貨部会の「意見書」の討議はここでとぎれてしまったようである。なお、翌年一月に部会討議用に、中山委員、山口専門委員起草の「金利政策ニ関スル意見」(資料四三(16))が提出されたが、その取扱いは定かでない。

ここで付言しておきたいのは、通貨部会の討議と並行して、日銀・大蔵省両当局で構成する日本銀行制度改正準備委員会が、「日本銀行法」の改正につき討議して二月七日に「要綱」をまとめている。また、二月五日には大蔵大臣を会長とし、五部会一二四名の委員で構成される金融制度調査会が発足し、日銀はじめ諸特銀、市中銀行ほか諸金融機関および保険・証券制度の改正について検討を開始し、通貨物価対策委員会の委員も多く委員に就任した。そ

のため、第二部会で論議していた発券制度・銀行制度の実質論議はそちらへ移ったということができるかも知れない(日銀制度改正準備委員会および金融制度調査委員会については、「財政史」第二三巻所収の原司郎「金融制度」第二章第一節一、二、を参照されたい)。

なお、翌二二年一月二五日以降、通貨部会は後述する物価部会の通貨収縮問題の討議をひきついで、通貨措置の討議をおこなうこととし、二月初旬まで二回の小委員会と三回の部会が開催されたようである(開催通知による)が、記録が残っていないため、討議内容は詳らかでない。

四の三・五 渋沢財政期資料——物価問題

津島財政期に高橋委員の問題提起により、物価安定の適正基準を決定し、新安定基準に物価を転移切替えるための対策を審議するC部会の設置をみたことは前述した(二二ページ)。このC部会は一月一六日に一回開催されたが、討議内容は不明である。一月一九日の部会再編で通貨物価安定問題は第一部会が分担することになった。第一部会は一月七日まで第三部会と合同で審議を続けた。その間一月一日には外資局調査の「欧州各国ニ於ケル通貨対策比較表」(資料四五(14))なる注目すべき資料も配布されている。一月五日には独自に部会の運営方針について討議し、一月一九日になって、第一部会の意見書として「通貨物価安定基準決定方針」(資料四三(8))をまとめた。これは通価安定基準を決定するための前提条件について方針を示したもので、要旨は、(1)戦争中累積されたインフレ要因および敗戦に起因するインフレ要因は、一応容認してその発現を最小限にとどめ、それ以外のインフレの発生は委員会が改めて決定する通貨物価安定基準に必ず復元させる、(2)基準は、生産増強、国民生活安定、財政均衡、基準の持続等を考慮にいれて決定し、その範囲内で通貨物価の低下を最小限にとどめる、(3)外国為替相場は、決定される国

内通貨価値安定基準を基礎として決定されるべきものとする、というものである。ある程度インフレを認めるところで基準を設定しようという考えを示しているが、基準をここにおくという具体的方針を出したのではない。この「第一部意見書」の取扱いについては、理事会にもかけられ総会にも提出されたが、「意見書」として承認されていない。

右に述べた委員会の通貨安定のための貨幣価値基準の設定についての検討と並行して、政府部内で新物価水準の研究がすすめられた。それは、九月一日の高橋委員の通貨安定の研究課題の提起の直後にまとめられた(1)「戦後物価政策ニ関スル構想」(九月二〇日付)(資料五(1))、(2)「新物価水準問題」(九月二三日付)(資料五(2))、(3)「戦後物価問題ノ基礎分析」(一〇月二四日付)(資料五(3))の三つの論稿として残されている。(2)(3)は(1)の補遺的覚書の副題が付され、いずれも部内検討用資料として作成された未定稿の三部作である。これは、戦時中物価政策の基本政策を担当していた総合計画局戦時物価部(昭和二〇年九月一日廃止)続いて内閣調査局(同日新設)に大蔵省から出向し、物価政策を担当していた榎田光男・渡辺喜久造両調査官を中心に、内閣調査局で作成された文書で(谷村裕口述による)、うち(1)は九月二日に大蔵省大臣室において検討されており(大蔵省資料Z五二六―二六―三所収の同文書の欄外メモによる)、これら三部作が大蔵部内で委員会の動きと関連して検討されたことは明らかである。

(1)の文書では、経済再建の出発点として新物価水準を確立すべきこと、新物価水準を考慮し生計費の急激な変動を阻止することを目標に、食糧その他絶対的必需品の価格・配給等の諸統制を強化し、補給金を有効に使うこと、生計費に影響の少ない物資の統制は緩和または撤廃すること、などが提起されている。(2)では、貨幣価値に対する不安の払拭には金と物との均衡回復が必要で、金と物との間は、「(一)金ヲ少クスルカ(例へば一時的財産税等ニ依リ国債ノ大整理ヲ行フ) (二)金ノ価値ヲ減ズルカ (三)両者ヲ併用スルカ」いずれかを採らなければ均衡しない。新物価水準

は「如何ニソレガ落付クカノ問題デアルト同時ニ又如何ニソレヲ落付ケルカノ問題」であって、いかなる貨幣価値水準で金と物との均衡が回復できるかという測定の問題であると同時に、「何人ノ負担ニ於テ戦争ノ後始末ヲ付ケルカ」という政治問題である、と意見を述べている。また、一時的財産税による国債整理の構想が、すでに津島財政期に発想されていたことを示す文書としても注目されよう。

(3)の「戦後物価問題の基礎分析」は一〇月二四日付で、前述の(1)(2)の補論であるが約一カ月後にまとめられた文書で、通貨対策委で高橋提案が本格的討議に入る前のものである。そこでは、戦後物価政策の終局的目標は「戦時及戦後ニ発生セル各種ノ矛盾、不均衡ヲ解決シテ物価水準(新ナル貨幣価値)ヲ確立スルコト」であり、当面の目標は「終局ノ目標達成ノ過程ニ於テ発生ノ虞アル悪性『インフレ』ヲ阻止シ経済秩序ノ混乱ヲ防止スルコト」であるとし、第一に戦争中に発生し戦後に解決を残された矛盾、第二に戦後に発生しつつある矛盾、の二つを解決せねばならないが、先ず、第二の矛盾の解決、すなわち生産・輸送力の強化、配給公正化、必需物資確保、とくに食糧問題解決が緊要であると述べている。

以上の三文書と同じ構想のもとに、内閣調査局で同時並行的に起草しまとめられたのが「新事態ニ即応スル価格等統制ノ運営方式ニ関スル件(案)」(二〇年一〇月三二日付)(資料四(5)(29))である。ここでは、「価格等統制の重点ヲ一般物価水準特ニ国民ノ生計費ニ対シ著シキ影響アリト認メラルモノニ集中シ其ノ他ノモノニハ法規ニ依ル統制ヲ撤廃シ其ノ出廻促進ヲ期待スル」とし、価格等統制はいわゆる絶対的必需品物資に対し、物資統制と表裏一体にして実施するが、その他の物資については統制を撤廃するという方針をうち出した。この方針は、一〇月二六日に経済閣僚懇談会で大綱が決定され、日本政府の見解として一月上旬に司令部の了解を得るため提出されている(資料四(32)以下)。

40 右のような物価安定構想が立案される中で、物価対策は、通貨対策、財政経済対策と密接不可分で、物価政策を有効に機能させるためには、強力な行政機関が必要であるという気運が高まって、一月二十八日に大蔵省物価部が新設されることになった。

そして、戦後通貨対策委員会も、一月二十七日の委員会総会において、名称を戦後通貨物価対策委員会と改称し(資料四1(4))、新たに、「合理的ナル物価ノ水準及体系等ニ関シ貴会ノ所見ヲ諮フ」の諮問第二号(資料四1(5))が発せられた。新設の物価部会の部長には大内兵衛委員が就任し、増員された委員が物価部会に配置され体制が整えられた。また、新設の大蔵省物価部が物価部会運営の事務局となった。

物価部会の初会合は昭和二十年二月二日であったが、以後、翌二十一年一月中は精力的に活動し、二月までで活動は終わった。二月一六日に発表された金融緊急措置を含む経済危機緊急対策の一環として実施されたいわゆる三・三物価体系の策定に関する基本方針について討議したのである。物価部会の活動については、前述したように、事務局であった大蔵省物価部が、二十一年五月に「戦後通貨物価対策委員会における物価問題審議資料輯」を編集し印刷に付しておいたので、他部会の動きと異なり実態が明らかになっている。この小冊子の記録は全部この資料集に集録したので、物価部会の審議の概要(資料四4(1)、冊子の序説として書かれたもの)および審議経過(資料四4(4)(5)(6))は、物価部担当官のまとめた要約を直接読んでいただくことにし、解題の必要はないように思う。ここでは、審議の背景となった当時の物価情勢と金融緊急措置および新物価体系の確立に至る大蔵省部内の政策立案過程を概述し、その中で委員会の物価部会が果たした役割に触れる形で解説を試みよう。いちいち注は付さないが、金融緊急措置に至る立案経過については、中村隆英「金融政策」第二章第一節(「財政史」第二巻)、経済統制の帰趨と三・三物価体系の立案など物価政策については塩野谷祐一「物価」第一章および第二章第一節(同第一〇巻)、臨時軍事費の散布と資金

の動きについては鈴木武雄「国庫制度・国庫収支」第三章第二節(同第一〇巻)、財産税等の法案立案については加藤睦夫「租税」第三章第三節(同第七巻)を参照していただきたい。

一月二十七日の総会前後には、日本経済の危機的状況が目に見える形で進行しはじめた。すなわち、

(1) 食糧の不足 二〇年産米は平年作の三分の二程度の不作が明らかになった。戦時中の農業の荒廃のうえに台風の被害が重なった。戦前に米不足を補足していた朝鮮米、台湾米の移入が途絶し、食糧の不足は深刻であった。政府は九月一八日「食糧確保ニ関スル緊急措置方針要領」(「財政史」第一七巻、二一八ページ)を閣議決定し、供出促進等の措置をとると同時に、二五〇―三〇〇万トンの穀類輸入を司令部に要請することを決めた。司令部は政府要請に対し、一月二十四日に輸入を許可する旨発表したが、いつ食糧が入ってくるか全く予断できない状況にあった(最初の輸入小麦粉の引渡命令が発せられるのは、翌二十二年二月二日)。

(2) 石炭の不足 石炭生産は終戦直後から急落し、石炭不足等による輸送麻痺も加わって、出炭量は二〇年四月に比し、八月は半量以下、一月には一四―二〇%にまで低落した。戦時中の乱掘に加えて、終戦時全炭鉱労働者の四割近くを占めた朝鮮人、中国人および捕虜の外人労働者が、終戦に際し一斉に仕事を放棄し、また、戦時中の酷使に反発して暴動を起こすなど、炭鉱の治安が悪くなったためであった(北海道炭礦汽船株式会社「石炭国家統制史」、六一―一二三ページ)。

(3) 換物運動 司令部にもちこまれた政府の財政再建計画が、外人記者のスクープにより早くも一月九日の日本新聞紙上に掲載され、一部平価切下げ論として流布されたことは前述した。インフレの進行の中で現金を物に換える買漁り、売惜みの傾向は、財産税の徴収となんらかの通貨措置があり得るといふ報道を契機として一層高まり、預金の引出しが激化する傾向を招いた。

(4) 資金の動き 九月、委員会発足当初のデフレ論および津島演説のそれ(二三ページ参照)は、軍事費の支払いが停止され軍需工場の民需転換が早急におこなわれない事情のもとでは、当面デフレもありうるという意見であった。そして九月中、日銀券の発行高は減少した。しかし、国庫収支を点検してみると、終戦の八月から十一月まで国庫当座預金の臨時軍事費対民間収支戻は大幅散超を続け、それは戦時中を上回る額であった(一九年度の臨時軍事費対民間収支戻三二六億円、二〇年度のそれは三七七億円、うち八月以降二七六億円——「財政史」第六卷、二二三ページ)。終戦後の政府資金の散超要因はこの臨時軍費支払いにあり、これを除けばたしかに揚超であった。二〇年九月の日銀券発行減は日銀による国債・証券の買上げおよび貸付金の回収の結果であって、一〇月から日銀券は再び増勢に転じた(「財政史」第一〇卷、七七—七九ページ)。次いで一〇月以降、全国銀行(日銀を除く特銀、普銀)の預金(特殊預金を除く)ははっきりと減少をはじめ、預金引出しが続く中で貸出しは増え続けた(「財政史」第三卷、二〇六ページ)。これらは戦後第一次インフレーションの高進を示す指標であった。

(5) 生鮮食料品の価格統制撤廃 九月、閣議で統制撤廃を決めたが司令部の方針があり実行しなかったことは既述した。その後十一月一日に司令部から実行許可の指令が出され、十一月十七日の閣議決定(資料四五(30))により生鮮食料品の価格統制は十一月二〇日限りで廃止された。司令部はそのなりゆきを注視していたが、前述した経済情勢の中で入荷数量の減少・不安定が続き、価格引下げの実効は現われず、逆に騰勢を示す物資も出てきた(資料四五(32)(35)参照)。

以上述べたような状況を視野にいれて、十一月下旬から二月にかけて、大蔵省部内では危機意識に満ちた政策文書が次々と起案されるが、物価部内で作成された二月二日付の「通貨物価安定措置ノ構想」(資料五(4))もその一つである。そこでは、現下の危局に対する「起死回生ノ大手術」として、食糧確保、石炭生産の増加対策と並んで

(1) 通貨を新通貨と強制引換し、一定額以上は預金化して一時これを封鎖し、通貨を収縮させる、企業の運転資金、個人の生活資金は一回限り封鎖資金引出しを認めるがそれ以上は封鎖凍結する、(2) 賃金・給料は安定経済下で自然的に形成さるべき新物価水準および物価体系を予測し、これを基礎とした新賃金基準を定め、物価は米価を中心とし石炭・セメント・木材・肥料等不足重要物資の統制価格を設定し、他の物資は原則として自由価格とする。また運賃・地代・家賃等も物価・賃金と均衡する統制料金を定める、(3) 財産税・戦争利得税の賦課徴収、その実行後の国有財産・官営事業の大規模払下げにより、既往封鎖資金を清算し補償は圧縮実行する、(4) 金利引下げによる国債負担軽減と産業振興、(5) 中央地方を通じる財政の均衡回復(歳入大削減、増税等による歳入大増加)、(6) 失業者の発生に対しては、復興金融会社又は国、地方団体の予算を通じる資金援助による大々的失業救済事業をおこない、このため一種の統制インフレーションが起こるのは認める、と総合政策を提案している。以上のようにこの構想は、物価部が直接立案にあたるべき(2)の新価格体系設定事業が、その他の措置、とくに新旧円切換えと資金封鎖による通貨措置、財産税徴収と財政均衡等の財政再建計画、失業救済事業等と並行してはじめて実効を得るのだとしている点が注目され、そしてその後、物価部は政府の政策をこの構想の方向へ推進してゆく原動力の一つとなったのである。

ところで、新設の物価部は新物価水準による新たな価格体系の設定作業を、二〇年十一月早々から開始した。その作業の概略については、当時の物価部長工藤昭四郎(興銀大阪支店長より転任)、物価部第一課長平田敬一郎(大蔵省終戦連絡部より)、第二課長吉岡千代三(商工省総務局調査課長より)、第三課長小倉武一(農林省総務局価格金融課長より)および第一課の事務官谷村裕(内閣調査局より)の戦後物価行政に関する口述速記録を要約して伝えることとしよう(工藤昭四郎口述「終戦初期の物価行政について」昭和二十六年十一月六日、平田敬一郎ほか口述「終戦直後の物価問題」同年九月一三日——「戦後財政史口述資料」第八分冊)。

- (1) 新物価水準は、戦前(昭和二年、日華事変開始直前)の八―一〇倍、ただし賃金は生活水準の低下を見込み六一七倍とする。
 - (2) 賃金、米価、石炭価格の三つを支点として物価体系をくむ。
 - (3) 物価の原価計算の基礎計数が明瞭なのは、昭和一四年の「価格等統制令」(いわゆる「九・一八ストップ令」)当時の調査であり、それに二―一四年のインフレ倍率を換算して昭和二年物価水準の個別価格を算定。
 - (4) 基準賃金は機械器具工業労働者の平均賃金とし、これを日額一二円三七銭と算出、ここから業種別・男女別・地域別・年齢別の賃金基準を算定して価格体系にくみ入れる。
 - (5) 新物価水準における標準生計費(大都市労働者標準世帯)を一世帯一カ月五二六円〇二銭と算定。
 - (6) 戦前の炭価を賃金・原料・工程の原価要素別に分析し、所与の物価水準と基準賃金で原価計算をし直して石炭生産者価格をトン当り二五〇円(山元からの運賃を含む)、消費者価格を一五〇円とする。
 - (7) 米価は、基準賃金と標準生計費を所与のものとし、一九年産米価格の原価計算を新物価水準でやり直し、生産者米価石当り三〇〇円、消費者米価を二五〇円とする。
 - (8) 右の賃金・米・石炭の三つの価格から推定勘案し、他の物価や運賃等料金の原価計算を算定して価格体系をつくる。
 - (9) 当面、生産が回復するまでの前提で補給金は、米石当り五〇円、石炭トン当り一〇〇円のみを支給(のち若干の主要食糧品の補給金を含むことになる)。
- 以上のような作業で得た基準賃金、石炭、米、生計費の新価格は、もちろん直ちにはじき出された訳ではない。計算の途中でそれぞれの価格がぐるぐる回わりで影響し、補修、手直しを加えて算定作業が続けられたのであるが、こ

のような作業の途中で、委員会の第一回物価部会の開催(二月二日)を迎えたのである。

この間に二つの注目すべき動きがあった。第一は、統制撤廃問題。政府は生計費に影響を与える生活必需物資の統制を強化する一方、他の物資の統制撤廃方針をとったことは前述したが、この線にそって、生活用品の一部(匙、洗面器、庖丁、玩具等)の統制撤廃に関する商工省案(資料四五(28))を一月半ばに司令部に提出し了解を求めた。しかし、司令部は生鮮食料品統制撤廃の成果がはかばかしくないのを理由に許可しようとしなかった。物価部もその必要を司令部に説いたが、逆に価格・配給統制の全面強化を要求され(資料四五(32)(33)(34))、二月二六日には覚書をもって指令第三号の趣旨徹底を指令してきた(資料四五(39))。また同日、政府は農林省起案の「食糧管理強化計画案」(資料四五(37))を閣議了解して主食および生鮮食料品は統制強化による価格引下げの方針に転換した。

第二に武井大助委員起草の意見書「新通貨ニヨル通貨収縮断行ノ件」が二月八日付で委員会に提出されたことである(資料四二(9))。ここでは新旧通貨を等価交換し、新通貨は一定額を除き強制預金とし既存預金と併せて封鎖するという通貨措置を提唱していた。これは前に紹介した物価部内作成の二月二日付文書の提案と同趣旨の通貨措置である。

第一の問題については、物価部会の初会合に詳細な資料が配付され、経過報告で司令部が統制緩和に同意せず、政府として態度を新たにすべき必要に迫られている事情が述べられ(資料四四(4))、また、司令部方針に対する強力な反対意見が石橋湛山委員から提出されている(資料四二(14))。しかし、二六日覚書によって、政府の意図および委員会の意向に反し、相当広汎な物資の価格・配給統制を残さざるを得ない事態に立ち至るのである。武井委員「意見書」は二月二六日の第二回物価部会でとりあげられ、同月二八日、一月七日両日の部会討議に付されたが、委員会これを決定とせず、参考意見として政府に通じるよう取扱った。結果は、審議要旨(資料四四(5))に見られるよう

に、委員の多数が新田封鎖による通貨収縮措置に積極的賛成を表明した。

右のような委員会の討議をふまえ、二〇年暮の大晦日、「財産税等法案要綱」を司令部に提出した直後、財産税の徴収を含む財政再建計画は、新田封鎖による通貨収縮措置、新物価水準による価格体系の設定、食糧確保・石炭増産対策等の総合経済対策と同時に、政府が本腰をいれてとりくむべきことを、大蔵省幹部が渋沢大臣に進言したのである。翌日の昭和二年元日、渋沢大臣は参賀のため宮中に伺候したとき、次田大三郎内閣書記官長にこれを話し、次田はこれを受けて橋井真内閣審議官に命じ、内閣審議室を中心に総合政策を立案することになり、さっそく翌二日、総理官邸で緊急経済対策についての関係官会議が開催された。それが二月一六日に発表された金融緊急措置（新旧円引換と新田封鎖）を含む経済危機緊急対策の政府レベルでの起案の始まりである。

この新年の二日、大蔵省に呼び出された物価部谷村事務官の起案により「戦後物価安定ノ基本方策」（資料五(5)）が作成された。これは、物価部における物価安定方策のエッセンスであり、通貨措置と表裏一体的に物価安定をはかる構想が簡潔に示され、また闇市場の組織化等の商業機構の整備を促進すべきことなど、年末までの物価部会の討議をもふまえた文書である。一月七日にはこの文書とタイアップする形で「価格体系ノ基準及価格等統制ノ大綱」（資料五(6)）がまとめられている。

昭和二年年初の物価部会（九日）で、いよいよ物価安定の基本方策を物価部と協力してまとめることを決定すると、右の二文書はその原案として物価部会小委員会に提出された。小委員会および部会における審議の結果、「基本方策」の考え方はほぼそのまま物価部会に受け入れられ、これに修正加筆が加えられて「戦後物価対策基本要綱」（資料四一(7)）の成案がなった。主要な修正点としては、失業対策のために新規統制インフレを認め、復興金融会社の如きものによる融資によってこれを実行するという事項（「方策」の五）が削除されたこと、既存購買力封鎖・価格

統制の撤廃の時期を、それぞれ二二年度限り、二二年度限りとしていたのを、「出来得ル限り短期間ヲ目途トシ」「其ノ時期、順序等ヲ適当ニ考慮シツツ」と時期を明定することを避けたことで、他は、より趣旨を明確にし、かつ物価部会の希望等を備考に記したものである。この「要綱」は物価部会で決定されたが、通貨収縮措置の実施等を含むため、実施前に公表されることを避け、答申の手続きを経ず大蔵大臣に提出された。そして、この文書は備考の字句等に部分的修正をほどこしたのみで、ほぼそのまま、政府の物価対策の基本方針として一月二六日に閣議決定された。

なお、一月二六日の閣議では、右の「戦後物価対策基本要綱」のほか、「経済危機緊急対策実施要綱」（「財政史」第一七巻、四四ページ）、「物価安定ニ関スル応急措置要綱」（主要食糧統制の徹底的強化、補助金等による価格支持を含む生鮮食料品の廉価家庭配給実施、日用品の適正限界価格販売開始、賃金の基本給および公定価格の改訂は三月以降に新価格体系確立によりおこなうこと、等を定めた）が同時に決定された（「公文類集」昭和二年、産業門一）。これは、年初以来内閣審議室を中心に各省協力して検討してきた総合経済対策を、政府の方針として決定したものである。

また、この閣議には、参考資料として大蔵省作成の「物価体系ノ確立及価格等統制ニ関スル件」（一月二五日付）が添付されていた（資料四一(8)編注参照）。この文書は、物価部会で検討された一月七日付の「価格体系ノ基準及価格等統制ノ大綱」（資料五(6)）を基にして、基本的な構想は変わらないが、より明確な形に文章等を修正したもので、物価部会の討議や緊急対策についての各省との協議をふまえて作成されたものと推定される。「大綱」との主要な相違点は、第一の「価格体系ノ基準」が「物価体系ノ確立」となって文章が書き直されているが、趣旨としては生鮮食料品の出荷・配給および価格統制をやむを得ないものとして認めたこと、輸出入品の価格および為替相場の決定等の対外的関係のある事項を外したことであり、第二の価格等統制の方針については、米麦以外の主要食糧および肥料を米麦、石炭とともに強度の統制をおこなうことにしたこと、生鮮食料品および加工食糧を価格統制のみならず生産、配

給統制もおこなうことにする等、統制を強化する方向に改訂されている。また、第二の二、三、は新たに付加された事項で、「二、価格等統制ノ方式」では、従来の官僚的統制を排し、公定または協定認可の方式をとり、公定または協定価格設定には価格査定委員会等を活用し、統制価格の勵行のための監視機関設置を定め、「三、物価安定資金制度」では、価格差補給金の支出がインフレを促し物価体系を崩すことにならないように、価格改訂に伴う手持ち原料等値上り益や専売収入等により補給金をまかなうこと、この資金をプールするための特別会計または特別勘定設置を考慮することなどがあげられている。

のちに「物価統制令」(昭和二年三月三日勅令第一八号)として公布されたいわゆる三・三物価体系の基本的構想を示した二文書「戦後物価対策基本要綱」「物価体系ノ確立及価格等統制ノ方針ニ関スル件」は、一月二六日の閣議決定以後、司令部の意向によって基本的な部分の改訂を余儀なくされた。それは、価格体系の算定基礎となった賃金基準をもって基準賃金を設定し、基準賃金をもとに最低賃金を設定して賃金統制を実施する方針に対し、司令部が反対したためである。これは大蔵省が賃金の主管官庁である厚生省の了解を得て、政府方針として決定したのであったが、司令部側は、前年九月二二日付指令第三号で賃金統制の必要性をうたったにもかかわらず、賃金は労使の交渉によって決定すべきものだとする経済科学局労働課の意見をいれたためである。そこで賃金基準は単に価格算定の基礎計数に止まることとなり、その部分の削除改訂をおこなうことになったのである(前掲平田ほか口述による)。改訂後の「基本方策要綱」は二月一五日に再度閣議決定され、二月一六日の委員会総会で事後承諾された(資料四一(七)編注参照)。また「物価体系ノ確立及価格等統制ノ方針ニ関スル件」は二月二六日の物価部会で決定されて、三月一日に閣議決定されている。なお、後者の文書は、賃金統制に関する部分の修正のほか、諸物資等の統制の度合いを、更に強化する方向の改訂が加えられている(資料四一(八)編注参照)。

こうして、戦後インフレに対する克服策の模索から始まった委員会の活動は、経済危機緊急対策の実施を確認して、活動を終わったのである。

結語

以上、委員会の活動を政府の財政経済政策の立案と関連させて、資料の紹介を兼ねて概述した。委員会における討議や答申が、政府の政策立案に示唆を与え、また、自信を与えて、一〇〇〇億近い財産税等の徴収による財政再建計画、加えて個人や企業の預金封鎖による通貨収縮措置というドラッグな方針を含む経済危機緊急対策が政府の方針として短時日のうちに形成されたことが、ほぼ明らかになったことと思う。経済の機微に触れるこのような政策立案は、議会等の公けの場で公然とおこなうことは、もちろんできないことであったが、委員会はその代行ともいえる役割を果たし、良識をもって政府に協力し、官民一体となって経済再建とインフレの克服に真剣にとりくんだということができよう。その政策の是非はここでは問わないが、委員会の中には、一切の経済統制の撤廃を主張し、通貨収縮措置等のデフレ政策は生産を萎縮させると説く石橋湛山委員意見(資料四二(14))のように、政府方針とは異なるが独創性のある意見もあったことを指摘しておきたい。

また、経済危機緊急対策は実施されたが、政府の意図に反し、価格体系設定と関連して賃金統制が抜け、生活必需物資の統制が幅広く設定されたことは前述した。しかしその後、緊急対策構想の発端であり重要な一環であった財産税等徴収による財政再建計画構想は、全く変容してしまった。四月に来日した司令部税制顧問レオ・チャーンと主税局担当官との長い税制論議のすえ、五月末、司令部から戦時補償の打切りが提案され、財産税を徴収して預金封鎖を解除するかわりに、封鎖は二重封鎖の形で預金を長く凍結する結果となり、企業の新規事業のための復興融資がはじ

まった。一回限りの財産税は二年度の税込不足にあてられたばかりか、戦時補償債務や国債の償却にあてる構想が逆に財産税物納財産引当ての交付公債の発行となり、これらは戦後第二次インフレの一つの因をなした。また財政均衡方針も終戦処理費(占領等経費)、公共事業費(失業対策)、価格差補給金の増大(価格安定資金はついに設置されなかった)で、その保持は至難となった。それらは二一年から急速に増大した司令部の細目指示により、日本政府の意図が果たされなかった例証である。これらについては既刊「財政史」を参照していただきたい。

なお、金融緊急措置や三・三物価体系関係資料は、「財政史」第一七巻の「資料」編におさまりきらず、後日の公刊を期していたが、本資料集には、委員会の活動に関連する一部資料を収録したに過ぎない。質量ともに高い関連資料は、本資料集の姉妹編として後日の編集に委ねることになったので、御了承を頂きたい。

最後に、本資料集の編集の一部を立命館大学の伊藤正直助教授に援助していただいた。ここに謝意を表するものである。

一 委員会名簿

1 構成別名簿(○印は理事)

構成	氏名	在任期間	備考
委員長	賀屋 興宣	昭20・8・28 - 20・9・14	元大蔵大臣、戦犯指定により辞任
貴族院議員	太田 正孝	昭20・10・13 - 21・1・1	元大蔵政務次官、公職追放により辞任
衆議院議員	太田 正孝	昭20・8・28 - 20・10・13	委員長に転任
副委員長	柳田 誠二郎	昭20・10・13 - 21・8・26	日銀副総裁
衆議院議員	柳田 誠二郎	昭20・10・13 - 21・8・26	委員長に転任
学識経験者	綾小路 友光	昭20・8・26 - 21・8・26	子爵
委員	○裏松 友光	" " " " " "	子爵
貴族院議員	○下條 康磨	" " " " " "	日大法文学部教授、元賞勲局総裁
衆議院議員	舟橋 清賢	" " " " " "	子爵
衆議院議員	水谷川 忠磨	" " " " " "	男爵
衆議院議員	○矢吹 省三	" " " " " "	男爵、元大蔵政務次官
衆議院議員	村瀬 直養	昭20・12・6 - 20・10・13	元商工次官物価局長、法制局長官
衆議院議員	○小笠原 三九郎	昭20・8・28 - 20・10・13	元大蔵政務次官、商工大臣就任により退任